

【前期 第二問】

被告人 X は万引きや火遊びで補導歴のある 13 歳の知人男子 Y を連れて、遍路姿で四国 88 カ所札所及び霊場巡りの旅を続けていた。しかし、X は宿泊費用等に窮した結果、Y を利用して巡礼先の寺などから金員を窃取しようと考えた。そこで、日頃から X の言動に逆らう素振りを見せるたびに大声で怒鳴ったり、睨んだり等をして従わせていた Y に対して、睨みつけながら「おい、金をとってこい」と窃盗を実行するように命じた。X は Y に以前から、自分は元暴力団で刑務所に入ったこともあり、現在もシンナーを吸っている等のことを言っていた。そのため、Y は X を畏怖し、躊躇しながらも X の計画通りに窃盗を実行した。

X・Y の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和 58 年 9 月 21 日第一小法廷決定
大阪高裁平成 7 年 11 月 9 日判決